

## 監査機能の強化に関する要望

すべての地方公共団体が自ら責任ある監査を実施するため、監査の独立性・専門性をさらに強化する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1 監査体制の強化

- (1) 地方公共団体に係る監査は、個々の団体ごとに、監査委員及び補佐する専任の監査事務職員により、責任をもって実施することが基本であることを明確に位置づけること。
- (2) 監査委員事務局は、監査委員に当然に付帯するものとして、市町村についても設置を法律で明確に規定するとともに、中立公正の立場で監査委員の職務を適切に補佐する旨を明記すること。

#### 2 監査委員の独立性の確保

監査の独立性を図るため、監査委員は議会において選任できるようにすること。

#### 3 外部監査の見直し

地方公共団体が外部監査を活用する場合に、独立性・専門性が高く、低廉なコストで外部監査が実施できる地方公共団体共同の監査法人組織について検討すること。

平成25年1月18日

全国町村監査委員協議会

第22回定期総会